

第1 監査の請求

1 請求人 略

2 請求書の提出 平成19年11月29日

3 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『 1. 請求の要旨

大阪地方裁判所堺支部第一民事部、平成18年「ワ」第802号、土地明渡し等請求事件、原告大阪府、被告A氏（羽曳野市連合区長会会長）の裁判は大阪府の全面勝訴でしたが、A氏はそれを不服とし、大阪高等裁判所でまもなく二審が始まります。

裁判の争点は、不法占拠している大阪府羽曳野市高鷲5丁目71番1の敷地内（大阪府営羽曳野高鷲住宅敷地内）の三角地の明渡しと、平成17年5月9日（別紙で説明）大阪府が催告書を渡した日以降の賃料の返還です。

問題は裁判の争点となっていない年月、つまり住宅整備課が平成6年4月25日、建替関連協議等結果報告（別紙2部）に書かれている平成6年4月22日から、その内容が実施継続され催告書を渡す前日平成17年5月8日までの事です。

その内容は、大阪府住宅整備課が、平成6年4月25日付文書で書かれている日（平成6年4月22日）から平成17年5月8日まで、建替関連協議等結果報告の内容のとおり大阪府羽曳野市高鷲5丁目71番1の敷地内（大阪府営羽曳野高鷲住宅敷地内）の三角地を整備し、その三角地を無料でA氏に使用させた。

公の土地を、特定個人に無料で永年使用できるようにしたことが、違法又は不当である。その事により、特定個人に土地を使用させた際、大阪府が賃料の収入を得られなかったという損害が生じたと言うことです。

2. 地方自治法第242条第1項の規定により、この損害について、住宅整備課の関係職員が適切な措置をとり、賃料に相当する金額を、大阪府に補てんさせるように求めます。

これは行政上あってはならないことであり、大阪府のコンプライアンスと大阪府職員のモラルも問われることでもあります。

よって、以上を監査請求致します。』

第2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め受理することとした。

2 請求人の陳述

法第242条第6項の規定により、平成19年12月25日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人からは請求書記載事項の補足として以下の内容の陳述があった。

- (1) 本件の監査請求について、名前を非公開として欲しい。この問題に取り組むようになって、私の店に悪しからぬ人間が来るなど、地元での圧力を感じる。このことは当初羽曳野警察署に相談し、今は府警本部にも相談をしている。
- (2) 本件で問題としている 11 年にもわたる賃料に相当する金額を誰に補填させるかと言う点について、訴訟の流れから判断しても、私は建替関連協議等結果報告（以下「協議報告」という。）による契約だと思っている。

大阪府は本来不法占拠に対して行政執行ができるはずだが、それをせずに裁判を行ってから撤去をすと言っており、協議報告はメモ書きであるといっているが、このようなメモのために裁判をすと言うことはありえないからである。

- (3) 賃料相当額を誰に補填させるか、大阪府の職員なのか、A氏なのか。私には分からない。ここにくるまで疑問に思っていた。
- (4) 三角地については、協議報告によると「私どもが整備する形態としては車をとめることも可能なようにしておきます。」として、「整備の形態としては検討して図面を書いてまいります」と言っている。

そのことから、私は三角地の工事は羽曳野高鷲住宅の建替工事に際して、個人に対して行った工事であると認識しており、工事費に相当する金額を大阪府に補填させるべきだと思う。

- (5) 住宅まちづくり部長は秘書課に大阪地裁の訴訟が終わった後、報告書をあげているが、住宅まちづくり部として、この問題をどう捉えているのかをはっきりとして欲しいと思っている。
- (6) 経過についてであるが、平成 19 年 12 月 5 日に住宅経営室長に電話をした際に、担当参事、住宅整備課長の言うことが住宅まちづくり部としての意見であり、組織としての考えであると言われた。

担当参事、住宅整備課長らと意見を交換したことがあるが、その考え方としては裁判に勝ったのだから住宅整備課としてはなにもおかしなことは一切しておらず、工事についてもおかしなところはないとはっきりと言っていた。それなら何故今も裁判をしているのか、私には謎である。

- (7) この問題の中でこういったことがあった。平成 15 年 2 月 23 日に当時の住宅整備課長に対し、住宅整備課に不正があると私が連絡したところ、その回答で私を名誉毀損で訴えると言われた。そのときに私は非常に憤りを覚えたことを忘れられない。

当時、財産管理補佐、担当主査、担当主事の三人が私の担当であったが、羽曳野市との関わりの中でこの問題は間違っていないと私に言い続けていたが、私はこの問題の本当のところは協議報告の前にあったと思う。これは当時の担当参事は平成 6 年 4 月 25 日に A 氏と協議を交わしているが、担当参事は人事異動で代わってきたばかりであり、その前の住宅整備課のとき既に話があったと協議報告の中でも A 氏が言っていると記載されている。

住宅経営室長が行政の組織として行っているとしている以上、この問題が発覚したのは協議報告という文書を作成した時だが、それ以前に既に話があったということになり、それは組織として、やってきたことだと私は思っている。

- (8) 本題からそれているかもしれないが、平成 17 年 4 月に自民党議員団控え室で

府議会議員、府職員が住宅整備課の担当者と呼んで、この問題について、この土地をA氏に売れと働きかけたが、毅然とした態度で断っている。

平成15年度に住宅整備課の担当者は府議会議員から大阪府にもこの問題に関わっている人間はいるが、羽曳野市にもいる。それは羽曳野市の某議員であると言っていると私に言った。これを聞いて私は言い知れぬ怖さを感じた。

羽曳野市役所の担当者から私は「私がこのことを問題にするのなら、土地を売って他に行きますわ」と言われ、怖さを覚えた。

- (9) この問題の始まりが何だったのかを考えると、大阪府と羽曳野市のコンプライアンスのなさが根底にあったということである。府民の生活、市民の生活を度外視している。こういったことはあってはならないと思う。これは公務員のモラルの問題である。これがすべての根底にあると思って戦ってきた。法律も警察も私を守ってくれない。警察も私に何か起こらないと動いてくれない。

この問題は行政内部で行われたことである。民間の人間は誰も関わっていない。羽曳野市から選出された府議会議員、その親族の府の職員が関わっている。不法占拠をしているのは羽曳野市で連合町会会長をやっている人間である。こういう市の代表権をもつ人間がこのようなことをしている。

私の争点は単純なものである。問題の本当の始まりは何だったのか。

裁判をやっていることは法の世界のことであるからそれでいいと思うが、住宅整備課としても裁判で勝てばそれでいいとして、裁判以前の問題から逃げている。この問題をつついたら、裁判で府が勝てないと思っているから、催告書が出た後の問題だけを勝とうとしている。真実を隠している。この問題が解決しなければ私の身の安全も保証されないと考えている。これが終われば、私には簡単に手出しはできなくなると考えている。

本当の問題が何だったのかが分からないと補填はできないと思う。監査委員はその点を理解して欲しい。

3 監査対象事項

大阪府住宅まちづくり部住宅整備課の職員が協議報告によって、大阪府営羽曳野高鷲住宅敷地内の三角地（羽曳野市高鷲5丁目71番1の一部。以下「本件三角地」という。）を特定個人であるA氏に無料で永年使用させたか。

また、そのことにより、平成6年4月22日から平成17年5月8日までの間、本件三角地の賃料の収入を得られなかったという損害が発生し、その損害について違法不当に請求を怠っているか。

4 監査対象部局

大阪府住宅まちづくり部

第3 監査対象部局の陳述

- 1 監査対象部局である大阪府住宅まちづくり部に対し、平成19年12月25日に陳述の聴取を行ったところ、以下の内容の陳述がなされた。

(1) 羽曳野高鷲住宅の建替えの経緯

本件住民監査請求がなされた大阪府営羽曳野高鷲住宅について、府民生活の基盤

である住宅と住環境の整備・充実のため、住宅建設計画法（昭和 41 年法律第 100 号）に基づき、逐次大阪府住宅 5 ヶ年計画を策定し、計画的に住宅の建設を推進してきており、平成 3 年度からの第 6 期 5 年計画を進めた。昭和 20 年から 30 年代にかけて建設された、老朽化が著しい木造住宅の建替事業として、平成 3 年 12 月から平成 8 年 2 月まで、第 1 期から第 3 期に分けて工事が行われた。

この第 2 期の建替え敷地の一部に当たる本件三角地が監査請求された府有地に当る。

(2) 相手方が使用する根拠と主張した協議報告が作成された経緯

監査請求において無料で府有地を永年使用できるようにされてきたという特定個人（以下第 3、1 において「相手方」と言う。）は、第 1 期工事の時から、自己所有地が第 3 期工事予定地の周辺又は予定地内にあると主張し、工事担当者にその善処方を求めてきていた。

府としては、昭和 29 年に住宅用地を入手した経過等からして、相手方が主張する土地を取り込んでいるとは全く認められなかったものの、工事への影響を考えれば、むげにこれを否定してしまうことが躊躇されたことから、その回答を延ばしてきた。

そのような状況の中で、平成 6 年 2 月より、第 2 期の建替え工事にとりかかったが、この工事においては、工事敷地の関係から工事車両の進入路として本件三角地を充てなければならなかった。

ここを車両の進入路として利用するためには、本件三角地の隣りに店を構えており、自治会の連合会会長であり、また地元の殖生野北自治会長でもある相手方の了解を得なければならないことから、その了解を得るため工事担当者は度々相手方に赴いて協議を行った。

この話し合いのなかで、相手方から、従来、木造住宅のときは住宅内通路に車をとめたりしていたので、「府営住宅内通路の通行を認めてほしい、本件工事後に本件三角地に車がとめられるようにしてもらいたい。」との要望がでていた。

その当時、平成 6 年 4 月 22 日に住宅建設課の担当参事が人事異動の挨拶に行った際に交わされた話の内容をまとめたものが、平成 6 年 4 月 25 日付け協議報告であり、建替え工事実施に当たって行う話し合い協議等を、上司に報告し、担当職員が代わっても過去の経緯を把握できるように文書化して供覧を行ったものである。

相手方は、地元の有力者であったので、地元協議の際の報告書の写しを求められることがあり、その際は、写しを交付していたため、この協議報告の写しも後日交付した。

相手方は、この協議報告の写しをもって、本件三角地を使用する権限を有していると主張していた。

(3) 相手方に対する明け渡しの対応

相手方に対する土地明け渡しの対応については、平成 15 年 10 月、監査請求人から相手方が販売用の中古自転車の展示場として使用しているとの指摘があったので、確認を行ったところ、そのような使用がなされていることを、初めて把握した。

そこで現地の土地について調査したところ、羽曳野市高鷲 5 丁目 71-1 の土地については、一部周辺土地との境界も特定されていなかったため、平成 16 年 1 月から 5 月にかけて既存資料調査や、羽曳野市道路管理者、富田林土木事務所等との協議を行った。

土地明渡しの交渉については、平成16年5月25日以降、6回にわたって相手方の自宅を訪問し、口頭で自転車等の撤去を求め、是正指導を粘り強く行ってきた。

協議報告は、単なる地元での話合いや協議した内容について組織内で共通の情報を有するための報告書にすぎないものであるが、相手方が協議報告の写しを根拠に明渡しを拒否していることもあり、この写しによって、相手方が「期間の定めがない黙示の使用貸借契約」とみなし、使用してきたとも考えられる可能性があった。

その様な中、本件三角地の区域すべてが71-1の府有地であることが確認されたので、黙示の使用貸借契約についての法的な検討も行なった上で、相手方による本件三角地の不法占拠状態を確定させるためにも正式に平成17年5月9日付けの文書、及び同年6月27日付けの文書で土地の明渡しを求めた。

それでもなお、相手方に拒否し続けられ、交渉が難航したため、本件三角地の明渡しに係る交渉を弁護士に委任し、弁護士から平成18年2月8日及び同年3月23日に催告書を送付し、相手方に本件三角地の明け渡しを求めたが相手方はこれも拒否した。

そこで、交渉による問題の解決は困難と判断し、平成18年5月30日に大阪府議会の議決を得たうえで、同年6月28日に相手方に本件三角地の明け渡しと、正式に文書で土地明渡しを求めた文書が相手方に配達された日の翌日から明け渡しが始まるまでの賃料相当の損害金の支払いを求めて訴訟を提起し、一審の裁判において、平成19年9月14日に全面勝訴した。なお、現在相手方が大阪高等裁判所に控訴しており、平成19年11月28日、大阪高裁の第1回口頭弁論が行われ、同日結審し、平成20年1月28日に判決が言渡されることとなっている。

(4) 訴訟での双方の主張と判決

一審の訴訟においては、使用貸借契約が存在したか否かが主な争点となり、大阪府と相手方で次のような主張がなされるとともに、裁判所の判断が出た。

ア 大阪府の主張

協議報告にあるとおり、「三角地を車がとめられるように整備する。」「三角地を正式に使用許可することはできない。」とするもので、このことは、本件三角地が相手方経営の自動車及び自転車販売並びに整備業の店舗に隣接していることから、店舗に来る顧客や相手方自身の自動車などが、事実上、本件三角地に一時的にとめることがあってもかまわないと認めたに過ぎないのであり、それだからこそ使用許可手続きなど一切なされていない。

したがって、当該地を継続して長期的かつ独占的使用を想定しておらず、まして、中古自転車販売用の展示など営業目的の使用などまったく予想外のものであって、そのような使用を認めたものではなく、本府の本件三角地の使用・管理に支障のない範囲で、自動車を事実上停車させることを黙認する趣旨のものであり、相手方に使用権限を与え、恒常的に販売用の自転車等を展示するなどの占有使用を許可する趣旨ではない。

イ 相手方の主張

協議報告は大阪府が相手方の土地を取り込んだ代償の措置として、大阪府が相手方に本件三角地を永久に無償で使用することを認めた使用貸借契約である。

ウ 判決

大阪府が相手方の土地を取り込んだという主張事実を認めるに足る証拠はない

とし、「土地使用・管理に支障のない範囲で、自動車を事実上停車させることを黙認する趣旨のものであり、相手方に使用権原を与え、恒常的に販売用の自転車等を展示するなどの占有使用を許可する趣旨のものとは解されない。」とし、使用貸借契約を締結した事実は認められない。

以上のとおりであり、裁判でも認められているように、請求人の主張する特定個人に無料で永年使用できるようにしたという事実はないと考えている。

(5) 賃料相当額を大阪府に補てんさせるよう求めている点について

高鷲住宅の本件三角地を含む区域において行われた第2期工事は平成7年1月20日まで行われており、その後、本件三角地は平坦な舗装がなされて、一般の使用が可能となっていることから、相手方がここに自動車を一時的にとめていることがあったとしても、不法な占有には当たらない。

損害賠償の請求の始期については、弁護士と相談の上、裁判所に対し証拠を提示でき確実に請求できる時点として、正式に明渡しを求める文書である平成17年5月9日付の文書が相手方に到達した日の翌日からとした。

このように不法占有に基づく損害賠償金の請求を、相手方に明渡しの請求を申し立てたことが確実に証明できる日以降とすることは、裁判上の請求における通常の処理である。

よって、このことが違法不当ということはない。

以上のことから、請求人が主張するような賃料の請求を怠った事実は存在しないと考えている。

2 住宅まちづくり部の陳述に対して、請求人から以下の意見が発言された。

- (1) 裁判がされる以前には協議報告に記載してあったことが実際に行われていた以上、住宅整備課がなんと言おうと、協議報告は契約であるという私の認識に変わりはない。
- (2) この土地が大阪府の土地であったと言う文書が羽曳野市に届いていたから、この土地は大阪府の土地であることは事実である。
- (3) 協議報告には外部から問い合わせがあった場合、正式には使用を認めていない返事をするとして記載しており、今回はこれが第三者に分かったからこうなった。最初の出発点が間違っている。これが事実である。きれいな言い訳は聞きたくない。大阪府民のために大阪府庁はしっかりしないといけない。

3 上記陳述後、請求人から、平成20年1月3日付けで以下の補足資料の提出があった。

- (1) 意見陳述の要旨
- (2) 住宅整備課の意見陳述に対する意見
- (3) 私と住宅整備課に係る時系列
- (4) ~ (11) ファイル1~8

このうち、(2)の住宅整備課の意見陳述に対する意見の内容は以下のとおりであった。

住宅整備課長の意見陳述は大阪高等裁判所で行われている裁判の大阪府側の骨子を述べているだけです。住民監査請求の要点には触れておりません。その中

で4点疑問に思うことがありますので述べます。

- (1) 住宅整備課長は、A氏は地元の有力者であり、協議報告は数項目の協議の一つであったと述べています。地元住民の為の公の協議の中で何故個人の主張が出てくるのでしょうか。何故その主張を住宅整備課は認めたのでしょうか。地元の実力者とはどのような意味を成すのでしょうか。別紙（私と住宅整備課に係る時系列）の平成5年度以前の住宅整備課とA氏の係りを示唆しています。
- (2) 住宅整備課長は、問題の三角地は内務省用地で府営住宅用地ではなかったと図面を指して言っていました。ファイル2のページ7に書かれているように府営住宅用地です。その証拠はファイル3のページ3の4に記されている行政財産使用許可証（92-102号）のもと、羽曳野市下水道部が、平成6年高鷲4丁目管渠築造工事（施工場所 高鷲4丁目地内府営羽曳野高鷲住宅）を行っています。現在は平成16年に更新され、行政財産使用許可証（18-1-105号）です。富田林土木事務所明示グループが、なぜ住宅側が頑なな態度を取るのか分からないと言うように何故なのでしょう。
- (3) 住宅整備課長は、裁判に至る経過を述べましたが、何故住宅整備課は不法占拠をやめさせる行政執行の手続きを取らなかったのでしょうか。
- (4) 住宅整備課長は、問題の三角地は内務省用地で府営住宅用地ではなかったと図面を指して言っていました。協議報告に書かれている三角地の整備形態の図面の説明をしていません。図面は何処に在るのでしょうか。

(1)～(3)をまとめると、明らかに大阪高等裁判所で行われている裁判の大阪府側の骨子であり、住民監査請求の要点には触れておりません。よって住宅整備課側として住民監査請求の要点を覆す証拠が何もありません。つまり不法占拠は協議報告に基づく事実上の契約であるということとその証拠に不法占拠は今も続いているのです。

住宅整備課は組織として、裁判に勝てばすべて良しで不正は無いと考えている様ですが、本件の構図は三つに分けて考えるべきです。

- (1) 裁判の期間
- (2) 住民監査請求の期間
- (3) 協議報告が書かれるまでに至る期間

(1)～(3)までの期間が解明されてこそ誰が賃料に相当する金額を、大阪府に補填させるかが判ると私は思っています。

私は本件で疑問が2つあります。

- (1) A氏の個人的主張の為に区長のサインが遅れ工事着工が2ヶ月延びたとするならば、誰が工事業者に補償した金額に相当する金額を大阪府に補填させるのでしょうか。またそれは可能なのでしょうか。
- (2) 三角地の工事は個人に対してであり、誰が工事費に相当する金額を大阪府に補填させるのでしょうか。またそれは可能なのでしょうか。

第4 監査の結果及び判断

1 事実関係

- (1) 大阪府営羽曳野高鷲住宅の建替工事から大阪地方裁判所への訴訟提起の状況
平成3年12月から平成8年2月まで第1期から第3期にわたり、大阪府営羽曳野

高鷲住宅の建替工事が行われ、その第2期の建替え敷地の一部が本件三角地である。

当時、工事敷地の関係から工事車両の進入路として本件三角地を充てる必要があり、その隣りに店を構えており、自治会連合会会長・埴生野北自治会長であるA氏の了解を得るため工事担当者は度々相手方に赴いて協議を行った。

このときにA氏から、「府営住宅内通路の通行を認めてほしい、本件工事後に本件三角地に車がとめられるようにしてもらいたい。」との要望が出た。

平成6年4月22日に住宅建設課の担当参事が人事異動の挨拶に行った際に交わされた話の内容をまとめたものが、協議報告であり、A氏には、この協議報告の写しを後日交付した。

A氏は、この協議報告の写しをもって、本件三角地を使用する権限を有していると主張していた。

平成15年10月、監査請求人から指摘があったので、住宅整備課が確認を行ったところ、A氏が本件三角地を販売用の中古自転車の展示場として使用していることを初めて把握した。

そこで本件三角地について調査したところ、一部周辺土地との境界も特定されていなかったため、羽曳野市道路管理者、富田林土木事務所等との協議を行った。

本件三角地の明渡しの交渉について、住宅整備課は6回にわたって是正指導を行ってきた。

その様な中、住宅整備課は本件三角地の区域すべてが府有地であることを確認したので、黙示の使用貸借契約についての法的な検討も行った上で、A氏による本件三角地の不法占拠状態を確定させるためにも平成17年5月9日付けで土地の明渡しのお知らせを行った。

(2) 大阪地方裁判所判決について

大阪府は平成17年5月9日の通知後も再三にわたり、土地明渡しの催告を行ったが、A氏がこれに応じなかったため、平成18年6月29日、本件三角地の明け渡しを求め、訴訟（大阪地方裁判所平成18年（ワ）第802号事件。以下「本件訴訟」という。）を提起した。

本件訴訟において、原告である大阪府はA氏に対し本件三角地の独占的な使用権を認めたものではなく、また、販売用自転車を陳列することは認めておらず、本件三角地の使用許可の手続きはなされていないことを主張し、被告であるA氏は協議報告によって、大阪府とは本件三角地を永久に無償で使用するという使用貸借契約の締結がなされていた旨の主張を行った。

平成19年9月14日に本件訴訟の判決の言い渡しがあり、A氏が主張した本件三角地の使用貸借契約の締結の事実は認められないとして、A氏は大阪府に対し、本件三角地上にある自転車等の物品を撤去し、同土地を明け渡すこと及び平成17年5月11日から明け渡し済みまで年24万9,500円の割合による金員の支払を命じた。

2 判断

請求人は協議報告が契約に当たり、公の財産である本件三角地を大阪府住宅まちづくり部住宅整備課の職員が特定個人に無料で永年使用させたことによって、平成6年4月22日から平成17年5月8日までの間、本件三角地の賃料の収入が得られなかったという損害が生じており、その損害を補填させるべきである旨主張してい

る。

- (1) 請求人は本件三角地の永年使用の根拠として協議報告が契約に当たると主張しており、本件訴訟においても被告が同様の主張をしているが、本件訴訟の判決において、協議報告は「原告の本件土地使用・管理に支障のない範囲で、自動車を事実上駐車させることを黙認する趣旨のものであり、被告に使用権原を与え、恒常的に販売用の自転車等を展示するなどの占用使用を許可する趣旨のものとは解されない」として、「被告主張の使用貸借契約締結の事実は認められない。」としていることから、請求人の主張は本件訴訟の判決において否定されており、協議報告の写しの交付が使用貸借契約の締結に当たらないことは明らかである。

請求人は協議報告が契約であるとする根拠として、大阪府職員が協議報告の写しをA氏に交付したと大阪府が本件訴訟を提起したことをあげており、関係部局の陳述からも本件三角地の使用貸借契約の締結があったと受け取られかねない疑いが生じていたことは認めることができる。

しかしながら、協議報告の「正式に使用許可することはできませんが、私どもが整備する形としては車をとめることが可能なようにしておきます」とする記載からは、大阪府とA氏の合意内容は本件三角地の独占的な使用を認めていないものとなっており、監査委員としても、協議報告の写しの交付により使用貸借契約が締結されたと認めることはできない。

なお、大阪府職員がA氏に対し、行政財産である本件三角地を一時的な使用とはいえ、車の駐車を認めるかのような合意をした対応については、公有財産である府営住宅敷地の財産管理上適切なものであったとは言い難い。

しかしながら、府営住宅敷地に一般府民が車を一時駐車することを完全に排除することは事実上困難であることや、このような合意をしなければ府営住宅建替工事の進行に影響が出る可能性があったという当時の事情を考慮すると、その行為が平成6年4月22日から平成17年5月8日までの間の本件三角地の賃料相当額を補填させなければならぬほどの違法性を有していると認めることは困難である。

協議報告の写しをA氏に交付したことについても、協議報告の内容は大阪府とA氏の打合せで合意した内容を記録した報告書であり、請求人も情報公開請求で当該文書を手に入れていることから明らかなとおり、協議報告の写しは交付を求められれば提供する行政文書であり、A氏に交付したことが違法であるとは認められない。

- (2) 請求人は平成6年4月22日から平成17年5月8日までの間、本件三角地の賃料の収入が得られなかったという損害が生じており、その賃料に相当する金額を補填させるべきである旨主張している。

大阪府がA氏に対して賃料相当額を請求できるのは、本件訴訟の判決で認められた平成17年5月11日からA氏が本件三角地を明け渡すまでの期間の賃料相当額の損害金であり、これが認められたのは、A氏によってこの期間の本件三角地の不法占拠という不法行為の事実があり、大阪府に賃料相当額の損害が発生していると認定されたためである。

請求人が主張する期間は、本件訴訟の判決で認められた損害金の算定期間に入っていないが、大阪府が本件訴訟を提起した際に損害金の算定期間を平成17年5

月 11 日からとしたのは、以下の点を考慮したものと認められる。

ア 大阪府は本件三角地の明け渡しを求めて、再三再四交渉を行っていたが、A 氏が協議報告の写しの交付をもって、明け渡しを拒否していたため、黙示の使用貸借の契約と判断される可能性があり、その時点では本件三角地の土地の明け渡し訴訟を提起するために、契約で使用していると認められうる敷地の範囲を検討していたこと

イ 黙示の使用貸借契約についての法的な検討も行なった上で、相手方による本件三角地の不法占拠状態を確定させるためにも正式に平成 17 年 5 月 9 日付けの文書、及び同年 6 月 27 日付けの文書で土地の明け渡しを求めたこと

ウ 明け渡し訴訟に加えて、賃料相当額を損害金として請求するためには不法占拠の始期を特定する必要がある、平成 17 年 5 月 9 日付で A 氏に対して土地明け渡しの通知を行い、その時期を特定したこと

エ それ以前については府有地としての境界が明確でないことから使用料相当額の算定が困難であったこと

それらの事情を勘案すると、平成 17 年 5 月 9 日に送付した文書の到達日の翌日（平成 17 年 5 月 11 日）を始期として損害金を算定して本件訴訟を提起した大阪府の判断に誤りがあるとはいえず、請求人が主張する期間を損害金の算定の期間として、請求しなかったことが違法又は不当であったと認めることはできない。

以上のことから、請求人が主張する期間の賃料相当額を損害金として大阪府に補填させるよう請求をしなかったことが違法であると認めることはできない。

3 結論

以上に述べた理由により、本件請求における請求人の主張には理由がないものと判断する。